（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正）

第三条　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

表の法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄に掲げる活動の項の次に次のように加える。

法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。 二　日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項を次のように改める。

法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動	本邦において行おうとする活動に係る技能実習計画（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第一項に規定する技能実習計画をいう。）について、同項の認定がされていること。

表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項を削る。

表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第一号中「技能等」を「技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）」に改め、同欄第四号中「（以下「研修指導員」という。）」を削り、同欄第五号中「以下同じ。」を「第八号において同じ。」に改め、同号ヘ(1)中「この欄」を「この号及び次号」に改め、同号ヘ(3)中「生活指導員」を「申請人の生活の指導を担当する職員」に改め、同号ヘ(5)中「労働安全衛生法」の下に「（昭和四十七年法律第五十七号）」を加え、同欄中第五号の二及び第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを削る。

（出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令の一部改正）

第四条　出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令（平成二十一年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削り、第一条中「（以下「法」という。）」、「（高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）への変更に係るものに限る。）」及び「（以下「申請人」という。）」を削り、「申請人が」を「その者が」に改め、同条の条名を削る。

（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令等の廃止）

第五条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）

二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定、第三条中表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項及び法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに附則第五条及び第七条の規定　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行の日

二　次条の規定　改正法附則第一条第一号に定める日

三　第一条中別記第六号の三様式申請人等作成用1（表）、別記第六号の三様式申請人等作成用1（裏）、別記第三十号様式申請人等作成用1（裏）及び別記第三十号の二様式申請人等作成用1（裏）の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定　この条本文に定める日又は第一号に定める日のいずれか早い日

（経過措置）

第二条　改正法附則第四条に規定する申請については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）別記第六号の三様式による申請書を提出するものとし、新規則別表第三（介護の項に係る部分に限る。）及び別表第四（法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動（介護）の項に係る部分に限る。）の規定を適用する。

2　改正法附則第四条の規定による在留資格認定証明書の交付については、施行日前においても、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（附則第五条及び第六条において「新基準省令」という。）の表の法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動の項の規定を適用する。

第三条　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（次条において「旧規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請は、前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、それぞれ新規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請とみなす。

第四条　旧規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、附則第二条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、施行日後においても、当分の間、それぞれ新規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

第五条　施行日前に、この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項に基づき交付した証明書は、新基準省令の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして同法第七条の二第一項に基づき交付した証明書とみなす。

第六条　新基準省令の表の法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第一号の規定の適用については、当分の間、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までのいずれか」とあるのは「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号まで又は社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号までのいずれか」とする。

（調整規定）

第七条　出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年法務省令第三十九号）の施行の日（平成二十九年八月一日）が附則第一条第一号に定める日後となる場合には、第二条中「第六十三条から第六十六条まで」とあるのは「第六十四条から第六十六条まで」とし、同省令中第六十三条の改正規定を「第六十三条を削る。」とする。